

# 原子力災害に備えた 出雲市広域避難計画

令和5年(2023)4月

出 雲 市

平成24年3月作成（暫定行動計画策定）

平成24年4月改定（機構改革による）

平成25年1月改定（避難受入先決定）

平成26年3月改定

令和3年10月改定

令和4年5月改定

令和5年4月改定

# 目 次

第1章 広域避難計画の策定について .....	3
1. 本計画の位置づけ .....	3
2. 計画策定及び改定の経過 .....	3
3. 計画策定に当たっての基本的な方針 .....	4
第2章 広域避難計画策定の前提 .....	8
1. 避難の対象地域 .....	8
2. 避難先地域 .....	8
3. 防護措置の考え方 .....	8
(1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施 .....	9
(2) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施 .....	10
第3章 避難等に係る連絡体制 .....	11
1. 島根県の体制 .....	11
2. 出雲市の体制 .....	14
(1) 市の広報体制等 .....	14
(2) 広報のタイミング .....	14
(3) 相談窓口の設置 .....	15
(4) 情報連絡、住民広報手段の確保 .....	15
(5) 市災害体制の設置基準 .....	16
(6) 災害対策本部の設置場所 .....	17
(7) 災害対策本部の退避先 .....	17
第4章 避難体制 .....	18
1. 住民（一般）の避難体制 .....	18
(1) 避難の流れ .....	18
(2) 避難先等の確保、周知 .....	18
(3) 避難手段及び避難ルート等 .....	19
(4) 園児、児童、生徒等への対応 .....	20
(5) 外国人への対応 .....	20
(6) 一時滞在者（観光客等）への対応 .....	21
(7) 避難の確認等 .....	21
(8) 避難完了の確認等 .....	21
(9) 指定避難先以外に避難した住民の把握 .....	21
(10) 避難が長期化した場合の対応 .....	21
2. 避難行動要支援者等の避難体制 .....	23
(1) 避難の流れ .....	23

(2) 避難先の確保、周知 .....	24
(3) 避難手段及び避難ルート等 .....	24
(4) 各施設別の避難計画の策定 .....	24
(5) 在宅避難行動要支援者等の支援等 .....	24
(6) 避難が長期化した場合の対応 .....	25
3. 避難退域時検査体制の整備 .....	25
4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備 .....	25
第5章 避難住民の支援体制等 .....	26
1. 避難所（一般）、避難経由所の開設、運営等 .....	26
(1) 開設、運営等 .....	26
(2) 避難物資の確保 .....	26
2. 広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設、運営等 .....	27
(1) 開設、運営 .....	27
(2) 避難行動要支援者等のケア .....	27
(3) 資機材・物資の確保 .....	27
第6章 実効性向上のための取組 .....	28
1. 国による広域避難の支援体制の強化 .....	28
2. 避難先自治体との連携体制の強化 .....	28
3. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進 .....	28
資料1 出雲市避難受入先一覧 .....	29
資料2 一時集結所一覧 .....	30
資料3 安定ヨウ素剤備蓄場所一覧 .....	31
資料4 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経由所（市内避難）一覧 .....	32
資料5 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難先市町・避難経由所（市外避難）一覧 .....	33
資料6 避難所（市内避難）一覧 .....	40
資料7 避難所（市外避難）一覧 .....	42
資料8 広域福祉避難所（候補施設）一覧 .....	47
資料9 避難退域時検査場所候補地一覧 .....	51
資料10 島根原子力発電所30km圏の現況 .....	52

## 第1章 広域避難計画の策定について

### 1. 本計画の位置づけ

- 本計画は、中国電力(株)島根原子力発電所において、原子力災害が発生し、広域的な避難が必要となる場合に備え、住民の避難計画として策定したものである。
- 本計画は、改定時点の国の法令等の諸規定や関係団体との調整に基づくものであり、今後においても、国における原子力災害対策指針の改定、島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正や関係自治体等との調整状況を踏まえ、適宜、本計画を見直し、改定を行うこととする。
- 市は、島根県広域避難計画を基として出雲市広域避難計画を改定するものとする。
- 本計画は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）の下部計画として位置付けるものであり、本計画に定めのないものについては、出雲市地域防災計画等によるものとする。

### 2. 計画策定及び改定の経過

平成23年3月11日に発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所の原子力災害では、従来の「防災対策を重点的に充実すべき区域（EPZ）」の目安である10kmの範囲を大きく超える地域に避難指示などが出され、さらに放射性物質の影響は広範囲に及び、住民避難が長期化するなど従来の原子力防災体制では、十分な対応ができない状況となった。

市は、平成24年3月に、国の方針が全て明示されない状況の中、福島原発と同様な事故が発生した場合に備え、「出雲市原子力災害暫定行動計画」を策定した。

平成24年9月には、国の防災基本計画（原子力災害対策編）が改正され、PAZ（原子力発電所から5km圏内）及びUPZ（原子力発電所から5～30km圏内）を管轄に含む地方公共団体は、地域防災計画（原子力災害対策編）を策定し、計画の中で広域避難計画をあらかじめ策定することとされた。

その後、県は、平成24年11月、関係4市（松江市・出雲市・安来市・雲南市）との連携により、県内市町及び中国各県・市町村の協力を得て、市の避難先を広島県内の市町とした「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」を策定し、市においては、平成25年1月に、市内における避難先を定めた。

さらに、平成25年9月の国の原子力災害対策指針の改正を踏まえて、平成26年3月には、より実効性のある詳細な計画として「原子力災害に備えた出雲市広域避難計画」を策定した。

一方、避難計画の具体化、充実化については、平成27年3月に国の関係省庁や関係自治体が参加する島根地域原子力防災協議会（以下「協議会」という。）が設置されて以降、協議会の作業部会で避難に関する具体策等についての検討が進められ、令和3年7月30日に協議会において、出雲市広域避難計画を含

む「島根地域の緊急時対応」が指針等に照らし具体的かつ合理的であることが確認され、同年9月7日の原子力防災会議において、協議会における確認結果の報告があり、了承された。

この間、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び原子力災害対策指針、島根県広域避難計画等の改定が行われ、これらと整合性を図るため、令和3年10月、本計画を改定した。

その後の島根県広域避難計画の改定等を踏まえ、本計画を改定する。

### 3. 計画策定に当たっての基本的な方針

本計画は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国の原子力災害対策指針の改定や、県が作成した「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」との整合を図りつつ、下記に示す4点を基本方針として策定した。

- ①住民や防災関係者等への情報伝達が確実にできる体制を整えるとともに、避難先及び避難ルート等をあらかじめ明示すること。
- ②島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、防護措置を実施すること。
- ③避難行動要支援者（在宅避難行動要支援者、社会福祉施設入所者、病院入院患者等）の安全かつ迅速な避難を図ること。
- ④本計画は、避難先自治体の理解と協力を得て策定するものであり、地域防災計画（原子力災害対策編）と合わせ、策定時及び改定の都度、避難先自治体に共有する。

## 《用語解説》

### 【PAZ : Precautionary Action Zone】

予防的防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5 km圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、急速に進展する事故においても、放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

### 【UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone】

緊急防護措置を準備する区域：原子力施設から概ね5～30 km圏

国の原子力災害対策指針で定められた原子力災害対策重点区域で、確率的影響のリスクを低減するため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急防護措置（避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等）を準備する区域

### 【確定的影響と確率的影響】

放射線の人体への影響のあり方には「確定的影響」と「確率的影響」があり、このような影響の受け方の違いに基づいて、放射線防護のための考え方が定められている。

（確定的影響）

一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下などが該当する。

確定的影響は、放射線を受ける量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。

（確率的影響）

放射線を受ける量が多くなるほど影響が現れる確率が高くなるとみなされる影響のことで、遺伝子の突然変異等などが原因で発生するがんや白血病などが該当する。

確率的影響には、しきい値がないと仮定されているが、放射線量の大きさによる症状の重さの違いは見られない。

### 【緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)】

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実かつ迅速に開始するための判断基準

原子力施設の深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等で評価する緊急時活動レベルとして次の3つの区分に設定される。

①警戒事態（AL:Alert）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

※施設敷地緊急事態要避難者

PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

- イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

②施設敷地緊急事態（SE:Site area Emergency）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する必要がある段階

③全面緊急事態（GE:General Emergency）

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

**【運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level）】**

国の原子力災害対策指針で定められた緊急事態の区分で、環境への放射性物質の放出後、主に確率的影響の発生を低減するための防護措置を実施する際の判断基準

空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で評価する運用上の介入レベルとして設定される。

**【避難等防護措置】**

①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばく低減を図るもの

避難	空間放射線線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため、緊急で実施するもの
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの



## ②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

## ③飲食物摂取制限

飲食物摂取制限は、経口摂取による被ばく影響を防止するための防護措置であり、飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超える飲食物に摂取制限を実施するもの

## ④安定ヨウ素剤の服用

避難等に併せて安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより放射性ヨウ素の甲状腺への蓄積を減らし、内部被ばくの低減を図るもの

### 【避難退域時検査及び簡易除染】

原子力災害時において、O I Lに基づく防護措置として避難等を行う際に、避難等を行う住民等の放射性物質による汚染状況を確認するため、除染が必要なレベルの外部汚染がないかを確認する。検査の結果、除染を行う判断基準であるO I L 4を超える外部汚染があった場合には、O I L 4以下にするために簡易除染等を実施する。

(O I L 4：体表面に付着した放射性物質の不注意な経口摂取、皮膚の汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準)

## 第2章 広域避難計画策定の前提

### 1. 避難の対象地域

広域避難計画の対象とする地域は、出雲市地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲」とする。

【出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲】

島根原子力発電所2号炉

地域	原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
出雲地域	今市地区、大津地区、塩冶地区の一部（塩冶善行町、塩冶町の一部[*]、塩冶有原町、上塩冶町、天神町、築山新町）、高松地区の一部（白枝町、浜町）、四絡地区、高浜地区、川跡地区、鳶巣地区、上津地区、稗原地区の一部（宇那手町、稗原町）、朝山地区の一部（朝山町）
平田地域	平田地区、灘分地区、国富地区、西田地区、鰐淵地区、久多美地区、檜山地区、東地区、北浜地区、佐香地区、伊野地区
大社地域	遙堪地区、鵜鷺地区
斐川地域	荘原地区、阿宮地区、出西地区、伊波野地区、直江地区、久木地区、出東地区

[\*] 塩冶町の一部とは、県道多伎江南出雲線より北側の区域をいう。

### 2. 避難先地域

避難対象範囲	避難先市町名又は地区名	
出雲市における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域	①市内避難	古志、神門、神西、長浜、須佐、窪田、多伎、湖陵、大社、荒木（10地区）
	②市外避難（広島県）	広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町（12市町）

### 3. 防護措置の考え方

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、地方自治体に対して、国から避難指示等の防護措置の発令が指示される場合には、原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）に示されている考え方に沿って、島根原子力発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（OIL）の基準に応じて、避難等の指示が行われる。

## (1) 発電所の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

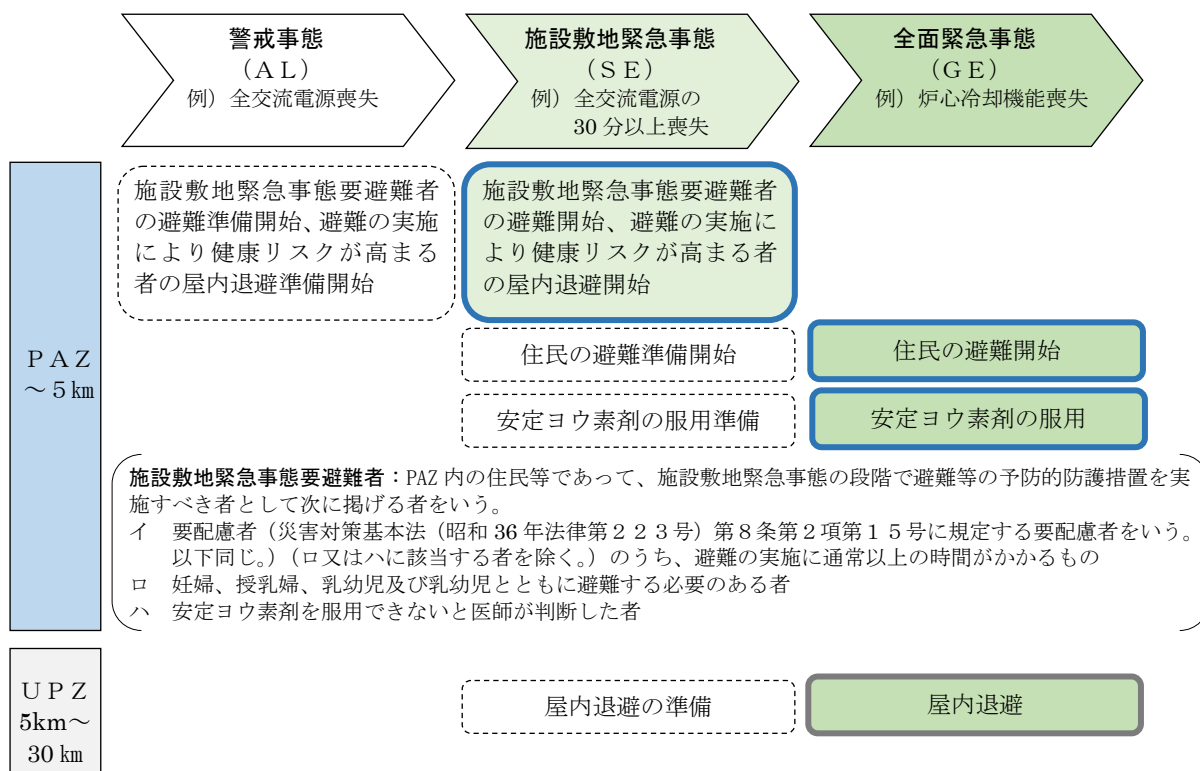
PAZにおいては、発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、発電所の状態等が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のいずれに該当するかに応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZの範囲外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ・ 情報収集事態
- ・ 警戒事態
- ・ 施設敷地緊急事態
- ・ 全面緊急事態

また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置として、屋内退避を原則実施する。UPZ外においても、発電所から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を実施する。

### 【緊急時活動レベル（EAL）】



## (2) 放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境に放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を国県と協力し実施するものとする。

### 【運用上の介入レベル(OIL)】

	緊急防護措置【OIL1】 500 $\mu$ Sv/h 超過	早期防護措置【OIL2】 20 $\mu$ Sv/h 超過	飲食物摂取制限【OIL6】 0.5 $\mu$ Sv/h 超過
UPZ 5km～ 30km	数時間内を目途に区域を特定	1日内を目途に区域を特定	数日内を目途に飲食物中の放射線核種濃度を測定すべき区域を特定
	避難（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）の実施	対象地域の生産物の摂取を制限	1週間程度内を目途に飲食物中の放射線核種濃度の測定と分析を実施
		対象地域の住民を1週間程度内に一時移転	基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
	避難等される住民等を対象に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は簡易除染【OIL4】		

### 第3章 避難等に係る連絡体制

#### 1. 島根県の体制

島根原子力発電所において、異常等や緊急事態区分に該当する事象が発生した場合、県は、関係する自治体及び防災関係機関等に対して島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

ア 関係4市（松江市、出雲市、安来市及び雲南市）への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、環境放射線異常時以降、島根原子力発電所での事故、トラブル、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

イ 関係4市を除く県内市町村への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

ウ 鳥取県を除く中国各県への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、発電所異常時（島根県対策会議設置に至る場合）以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

エ 指定地方公共機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

オ 交通機関や自衛隊、海上保安庁等関係機関への情報連絡

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、施設敷地緊急事態発生時以降、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報連絡を行う。

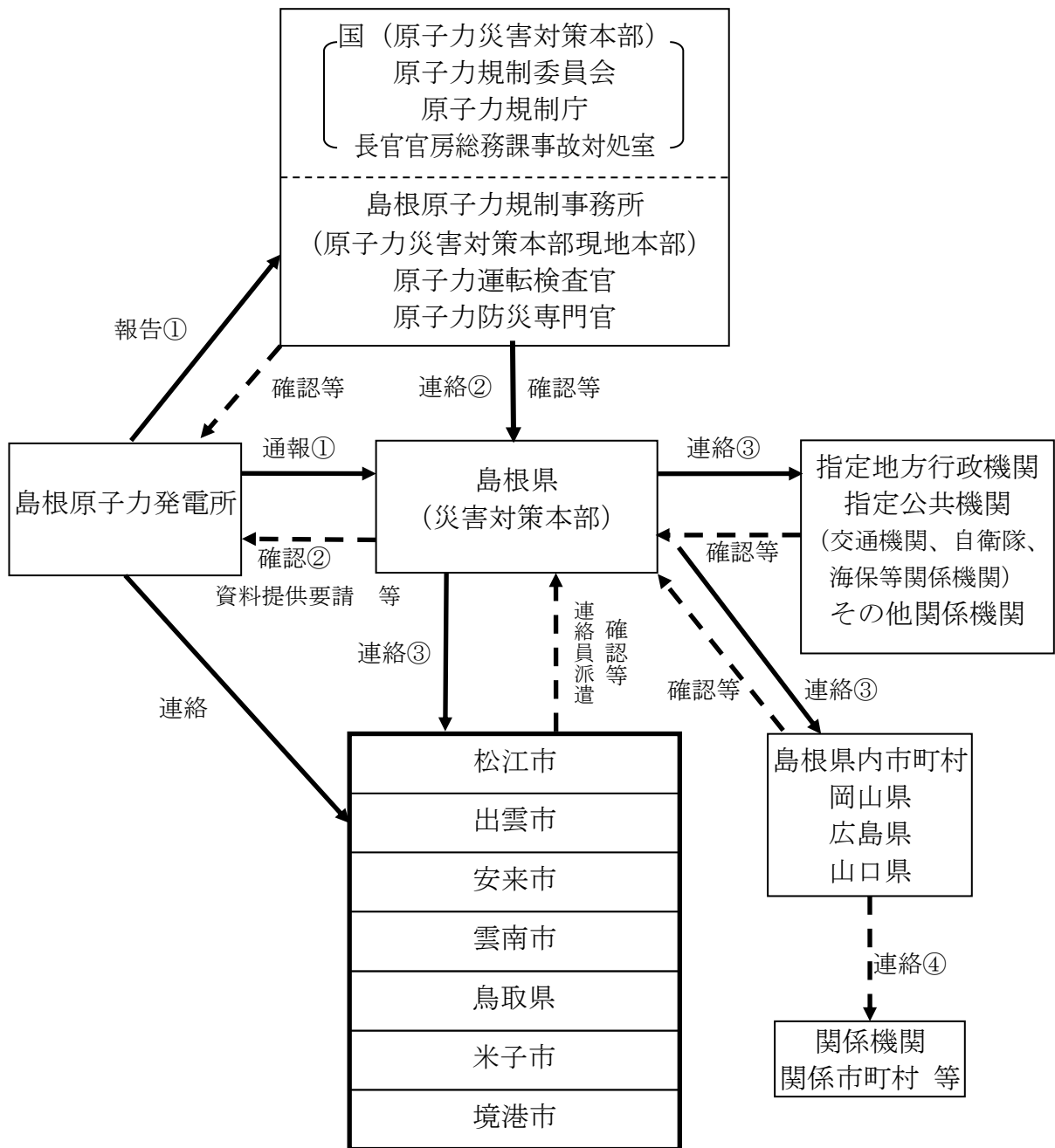
カ 県民への情報提供

島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関への放送要請や県ホームページ、防災メールなどを通じて、島根原子力発電所での事故、災害の状況、避難、避難準備等に関する情報提供を行うこととし、その際には住民等が理解しやすい表現を用いる。

主な情報連絡の段階	主な連絡内容
①環境放射線異常時、発電所異常時（島根県対策会議設置時）	・ 事故の状況、県の対応状況 等
②警戒事態	・ 警戒事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況 ・ P A Z内の避難に備えた体制、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備 等

<p>③施設敷地緊急事態 (原災法10条通報)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県災害対策本部設置</li> <li>・施設敷地緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況</li> <li>・施設敷地緊急事態要避難者の避難指示</li> <li>・PAZ内の避難準備連絡</li> <li>・UPZ内の屋内退避準備 等</li> </ul>
<p>④全面緊急事態 (原災法15条該当)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全面緊急事態となった旨の連絡、事故の状況、県の対応状況</li> <li>・緊急事態宣言発出</li> <li>・PAZ内の避難指示</li> <li>・UPZ内の屋内退避指示 等</li> </ul>
<p>⑤OIL超過時</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地域の避難等指示</li> </ul>

【島根県の情報連絡系統図（県対策会議設置以降）】



【凡例】

- 数字 : 連絡等順番
- > : 必要と認めたとき

## 2. 出雲市の体制

市は、災害対策本部を設置するなど、情報連絡体制等を確立し、島根原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難準備、屋内退避及び避難等に関する情報連絡があった場合は、住民広報や関係機関に対する情報連絡を速やかに行う。

### (1) 市の広報体制等

ア 市は、住民に対して、島根原子力発電所の事故等に関する情報の住民広報を適宜行い、国や県から避難指示及び避難準備情報等の発令を指示された場合については、速やかに発令する。

イ 在宅の避難行動要支援者や社会福祉施設、保育所、幼稚園、学校、病院などに対して、必要な情報が確実に伝わる体制を整える。

### (2) 広報のタイミング

ア 市は、住民広報について、あらかじめ広報のタイミング、内容等を整理し、住民等にとって理解しやすい表現を用いる。

イ 島根原子力発電所で重大な事故等が発生した場合には、住民及びコミュニティセンター（地区災害対策本部）、学校等に対し住民広報を適宜行う。

ウ 島根原子力発電所で事故、災害が進展し、国や県から避難準備、屋内退避及び避難等に関する情報連絡があった場合は、速やかに住民及びコミュニティセンター（地区災害対策本部）、学校等に対し住民広報を行う。

#### <住民広報のタイミング（例示）>

ア 特定の緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態）

イ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を行った場合

ウ 特別の体制（警戒本部、災害対策本部設置等）をとった場合

エ 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合

オ 屋内退避、避難準備、避難等を指示する場合

カ 安定ヨウ素剤の服用を指示する場合

キ 放射性物質が放出された場合

ク モニタリングの状況がまとまった場合

ケ その他情報提供が必要な場合（広報の間隔があいた場合 等）

#### <住民広報の内容（例示）>

ア 事故等の状況

イ 市、関係機関の対応状況

ウ 屋内退避、避難準備、避難等指示に関すること

（対象地域、集合場所、避難先、避難ルート、注意事項 等）

エ その他（注意事項 等）



### (3) 相談窓口の設置

市は、国及び県と協力して、住民の不安に答えるための住民相談窓口を設置する。

### (4) 情報連絡、住民広報手段の確保

県及び市は、島根原子力発電所の事故、災害の状況、避難準備、避難指示情報等必要な情報が、住民及び関係者に迅速かつ的確に伝わるよう、情報通信体制や住民広報体制の整備を行う。

ア 県及び関係4市は、島根原子力発電所、国等関係機関との情報連絡を行うための通信連絡体制の整備を行う必要があり、複数手段により通信が確保できる体制とするとともに、万が一に備え市から県へ連絡員を派遣する体制を整える。

イ 市は、避難準備、屋内退避及び避難等の情報が住民に対して確実に伝わるよう、以下の複数手段により住民広報を行う体制を整える。

① F A X (電話回線、インターネット回線)

地区災害対策本部への主な情報伝達手段

② 防災行政無線

防災行政無線の放送範囲：市内全域

③ エフエムいずも

エフエムいずもが運営するコミュニティFM

有効区域：市内平野部（佐田、多伎、大社海岸部、平田海岸部を除く）

④ ひらたC A T V 音声告知端末 テロップ放送

ひらたC A T Vが運営するケーブルテレビ。平田行政センターから音声による告知放送ができる。

有効区域：平田地域

⑤ 出雲ケーブルテレビ L字放送

出雲ケーブルビジョンが運営するケーブルテレビ。緊急時には防災安全課からメッセージを入力しテロップ放送ができる。

⑥ いずも防災メール

登録制のインターネットメール

⑦ 緊急速報メール (エリアメール)

出雲市内の携帯電話、スマートフォン保有者に対して一斉に避難情報等を伝達できる。

有効範囲：出雲市内全域（携帯電話通話可能区域）

※携帯電話の機種によっては受信できない場合がある。

⑧ 市広報車による広報

市は、避難対象範囲の市民等に対して、広報車による広報活動を随時行う。

⑨ 出雲市ホームページ

⑩ SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

⑪ Yahoo! 防災アプリ

(5) 市災害体制の設置基準

区分	体制決定者	人員	設置基準	主な処理事項
【注意体制】	防災安全部長	防災安全部長が必要と認めた課の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所から、協定第9条の異常時における連絡があったとき</li> <li>情報収集事態の発生を認知したとき</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集と共有</li> <li>2. 職員への注意喚起</li> <li>3. 発電所への職員派遣</li> </ol>
【警戒体制】	副市長	防災安全部長が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所から、協定第9条の異常時における連絡があり、防災安全部長が副市長と協議し安全確認等を行う必要があると認めたとき</li> <li>警戒事態【AL】(例:全交流電源喪失)の発生を認知したとき</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集と共有</li> <li>2. 職員への準備喚起</li> <li>3. 関係機関との連絡</li> <li>4. 地区災害対策本部(自主防)への情報提供</li> </ol>
災害対策本部 第1次 災害体制	市長	防災安全部長が副市長と協議し、必要と認めた部・課の職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設敷地緊急事態【SE】(例:全交流電源30分以上喪失)の通報を受けたとき</li> <li>施設敷地緊急事態の通報がなされない場合であっても、原子力防災対策上必要と認められるとき</li> <li>その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集</li> <li>2. 職員への準備喚起</li> <li>3. 関係機関との連絡</li> <li>4. 地区災害対策本部(自主防)設置要請</li> <li>5. 地区担当職員出動</li> <li>6. 住民広報</li> <li>7. 相談窓口開設</li> <li>8. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動準備</li> <li>9. 避難所運営班出動準備</li> <li>10. OFCへ副市長派遣</li> <li>11. OFCへ職員派遣</li> <li>12. 体制移行準備</li> </ol>
災害対策本部 第2次 災害体制	市長	全職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>全面緊急事態【GE】(例:炉心冷却機能喪失)の発生の通報を受けたとき</li> <li>原子力緊急事態宣言が発出されたとき</li> <li>原子力緊急事態宣言が発出されない場合であっても、原子力防災上必要と認められるとき</li> <li>その他、市長が原子力防災上必要と認めたとき</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報収集</li> <li>2. 一時集結所担当・避難バス添乗職員出動</li> <li>3. 避難所運営班出動</li> <li>4. 避難状況確認</li> <li>5. 安否確認</li> <li>6. 住民広報</li> <li>7. 拳市的災害対策</li> <li>8. 相談窓口開設</li> </ol>

(6) 災害対策本部の設置場所

出雲市の災害対策本部は、市庁舎3階庁議室・大会議室に設置する。

電 話 0853-21-6211  
FAX 0853-21-6574  
代表メール bousai@city.izumo.shimane.jp

(7) 災害対策本部の退避先

市は、市の庁舎の所在地が避難のための立ち退き指示をうけた地域に含まれた場合は、次の順位により次の施設に退避する。

順位	退避先施設の名称	連絡先
1	出雲市消防本部	電話 0853-21-2119 FAX 0853-21-8241 Eメール soumu@izumoll9.or.jp
2	佐田行政センター	電話 0853-84-0111 FAX 0853-84-0579 Eメール s-shimin@city.izumo.shimane.jp
	多伎行政センター	電話 0853-86-3111 FAX 0853-86-3561 Eメール tk-shimin@city.izumo.shimane.jp
	湖陵行政センター	電話 0853-43-1212 FAX 0853-43-1433 Eメール k-shimin@city.izumo.shimane.jp
	大社行政センター	電話 0853-53-4444 FAX 0853-53-4493 Eメール ts-shimin@city.izumo.shimane.jp

## 第4章 避難体制

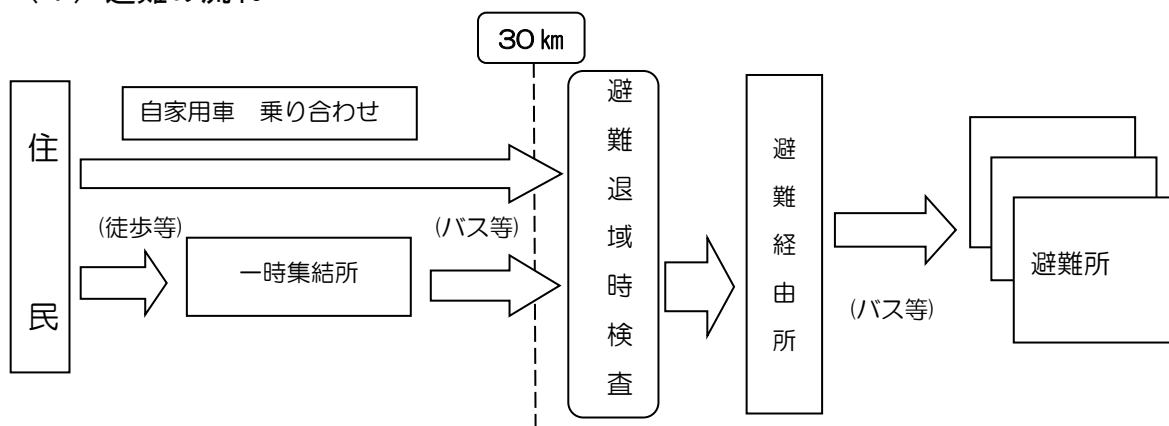
### 1. 住民（一般）の避難体制

一般住民については、自家用車で避難する場合、渋滞を緩和させるため乗り合わせを原則とし、定められた避難ルートにより避難経路所に向かう。

自家用車避難が困難な住民については、市が設置する一時集結所等からバス等公共的手段による集団避難を実施する。

また、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

#### (1) 避難の流れ



※避難退域時検査は、放射性物質が放出された後に避難を開始した場合に必要となり、避難ルート上に設置し、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。

ア 県及び市は、島根原子力発電所における事故等の状況や屋内退避準備の発出を報道機関や住民広報を通じて住民へ適切に周知する。

イ 屋内退避準備の発出があった段階で自宅へ帰宅し、屋内退避や避難に必要な物資等を用意するなど事故等が進展した場合の準備を行い、避難指示が発令された場合は、自宅から避難することを原則とする。

ウ ただし、事故等の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校等、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行う。

#### (2) 避難先等の確保、周知

ア 避難時の混乱を避け、地域コミュニティ維持や円滑な避難住民支援を行うため、コミュニティセンター単位（一部は町単位）で避難ができるよう、市及び県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先（避難所等）を選定し、一時集結所、避難ルート等と合わせて住民へ事前に周知する。

イ 市は、あらかじめ避難住民の集合場所となる一時集結所の選定を行う。

一時集結所選定の基準（例示）

- ア 通信連絡手段が確保できること
- イ 緊急時に開設が可能であること
- ウ コンクリート造が望ましいこと
- エ 地区の人口、集合時間等を踏まえ適切な位置にあること
- オ 対象人口を踏まえ適切な規模、設備（トイレ等）を有していること
- カ バス等大型車両が付近まで進入可能であること 等

ウ 市及び県は、避難先自治体が段階的な避難所の開設や避難所への誘導を円滑に行えるよう、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ避難先自治体内に避難住民が一旦立ち寄る避難経路所を選定する。

エ 避難の実施が見込まれる段階で、県は市と連携し、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受入を要請し、避難準備を整える。

オ 市は避難を実施する段階で、避難先及び避難ルート等を含む避難に関する住民広報を行い、避難を実施する。

カ なお、あらかじめ定めている避難先自治体が、被災等によって避難の受入が困難な場合は、県は国と連携して、あらかじめ他の自治体等と避難住民の受入の調整を行う。

### （３）避難手段及び避難ルート等

#### ①避難手段の確保

ア 自家用車で避難する場合は、渋滞を避けるため乗り合わせを原則とする。

イ 自家用車避難が困難な住民は一時集結所から、学校等から避難する場合の園児、児童、生徒等は学校等から、バス等の避難手段により集団避難を行う。

ウ バス等の避難手段については、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら、一時集結所、学校等必要な箇所へ手配する。

エ 鉄道や船舶での避難が可能な場合は、事業者の協力を得て積極的に活用する。

オ 県は、バス等での避難が困難な場合や確保台数が不足する場合は、自衛隊や海上保安庁へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

#### ②避難ルートの設定

ア 避難先を踏まえ、県及び市は地区毎にあらかじめ幹線を中心に避難ルートを設定する。

イ 避難の実施が見込まれる段階で、県及び市は、原子力災害や事故の状況、交通渋滞の状況や避難先の決定状況等を踏まえて、島根県警察本部等関係機関とあらかじめ定めてある避難ルートを基本に再調整を行い、避難ルートを決定する。

### ③避難誘導・交通規制体制の整備

- ア 避難を円滑に実施するため、島根県警察本部は、道路管理者や他県の警察本部等と連携し、あらかじめ広域避難実施時における避難誘導・交通規制体制を整える。
- イ 島根県警察本部は、避難誘導・交通規制体制の整備と併せ、緊急交通路の確保についてもあらかじめ検討する。
- ウ 島根県警察本部は、広域避難実施時には、災害の状況や避難ルートの設定状況を踏まえて、あらかじめ定めてある避難誘導・交通規制体制等を基本に再調整し、避難住民の避難誘導・交通規制を実施する。

### ④避難住民の支援体制の整備

県は、避難時における食料・飲料水支援、給油、救護、トイレ等の住民支援が円滑に実施できるよう、避難ルート付近での支援ポイントの設定や物資の集積・支援等の体制について、国や関係する自治体等と連携して検討を進める。その際には、要配慮者や女性への配慮に留意するものとする。

## (4) 園児、児童、生徒等への対応

- ア 警戒事態等以降の段階で、事故の状況や各学校等の周辺状況を踏まえた、県及び市が開催する対策会議等の協議に基づき、園児、児童、生徒等の保護者への引渡しや避難等について、県教育委員会又は市教育委員会からは指示※1、県又は市の担当部局からは情報提供※2を各学校等に対して行う。
- イ 各学校等は、保護者への引き渡しに関する指示又は情報提供を受けた場合、園児、児童、生徒等を安全に保護者に引き渡すための対応をとり、園児、児童、生徒等は自宅から保護者等と一緒に避難を行うことを原則とする。
- ウ 各学校等は、避難に関する指示及び情報提供を受けた場合、保護者に引き渡すことができないなどの理由により、学校等に残っている園児、児童、生徒等については、バスによる集団避難を実施し、避難先で保護者に引き渡す対応をとる。
- エ 県は、各学校等のマニュアル策定にあたり必要な情報をまとめた手引をあらかじめ作成し、市及び市教育委員会等に通知する。
- オ 各学校等は、災害時に適切に対応できるよう学校毎のマニュアルを策定する。

※1 県教育委員会又は市教育委員会は、所管の県立学校及び市立学校・幼稚園へ指示

※2 県又は市担当部局は、高等教育機関、私立学校・幼稚園、保育園へ情報提供

## (5) 外国人への対応

- ア 県及び市は、外国人に対して、島根原子力発電所での事故の状況、避難等指示、避難準備情報等の情報が正確に伝わるよう、適切に状況提供を行う。
- イ この場合、民間国際交流団体等と連携し、やさしい日本語や外国語などによる情報提供に努めるなど配慮する。

#### (6) 一時滞在者（観光客等）への対応

- ア 県及び市は、観光客等一時滞在者に対して、島根原子力発電所での事故、トラブル等が発生し、警戒事態発生時以降、報道機関などを通じるほか観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うとともに自家用車等による早期帰宅を求める。
- イ また、屋内退避指示が出されるまでに移動手段が確保できず、帰宅等ができなかった場合には、最寄りの公共施設や宿泊施設等で屋内退避を行う。
- ウ 屋内退避後は、一時移転等が指示された場合、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難し、避難先から公共交通機関等により帰宅する。

#### (7) 避難の確認等

- ア 避難バスでの避難者については、市職員が氏名・住所・連絡先を記載した避難者名簿を作成する。
- イ 自家用車で避難する場合の確認方法は、次のとおりとする。
  - i) 避難する住民は自治会長等を通じて各地区災害対策本部に報告し、その後、地区災害対策本部は市災害対策本部に報告する。
  - ii) 避難する住民が直接市災害対策本部へ報告する。
- ウ 出張等による一時的な不在者も、自家用車での避難と同様の方法で報告する。

#### (8) 避難完了の確認等

- ア 避難完了の確認は、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、市災害対策本部の指示又は要請により、戸別に訪問して行う。
- イ 避難を拒否する住民に対しては、市職員、消防団員、消防署員、警察署員、自衛隊員等が班編成し、定期的に戸別訪問の上、避難を促す。

#### (9) 指定避難先以外に避難した住民の把握

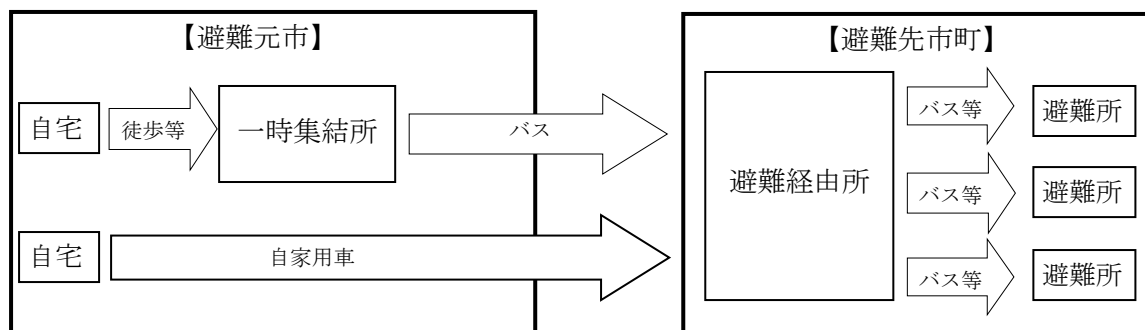
- 避難指示又は避難準備情報が発令された段階で、市外の親戚、知人宅等へ自主避難する住民が発生することが想定されることから、市は指定避難先以外に避難した住民の把握に努める。
- ア 市は、指定避難先以外に避難した住民の把握のため、あらかじめ災害対策本部の連絡先、退避先について周知する。
  - イ 市は、個人でそれぞれ避難先を確保し、指定避難先以外に避難する住民が少なからず発生することを想定し、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難先以外に避難する住民の把握に努める。

#### (10) 避難が長期化した場合の対応

- ア 避難が長期化すると見込まれる場合、国、県、市は、避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるようにする。
- イ 国、県、市等が連携をとりながら早期に調整を進め、避難後概ね6か月以内に移転を完了させる。

## 避難経路所について

### <避難経路所のイメージ>



### <避難経路所を開設するメリット>

- ① 避難経路所において、避難者の避難振り分けを実施するため段階的に避難所が開設でき、受入市町村の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経路所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、避難先市町村内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地が分かりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経路所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。 等

- 避難経路所での集結状況により段階的に順次、避難所を開設
- 基本的にバスか徒歩で移動
- 避難所駐車場に余裕がある場合で、やむを得ない場合は自家用車で移動

※避難経路所を事後的に避難所、又は避難元市の支援拠点として使用することも可能



## 2. 避難行動要支援者等の避難体制

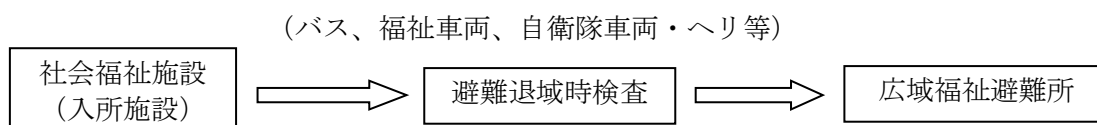
避難行動要支援者や避難所生活で介護等が必要な者（以下「避難行動要支援者等」という。）については、避難時及び避難所滞在時に特段の配慮が必要であることから、社会福祉施設入所者（グループホーム等入所者を含む、以下同じ。）及び在宅避難行動要支援者等は、広域福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所等）へ避難を行うこととし、病院等入院患者は直接病院へ避難を行う。

また、避難行動要支援者等については、避難等に伴うリスクを軽減するため十分な準備が必要であり、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期段階から行い、安全で迅速な避難を実施する。

なお、国が定める地域で、即時避難が容易でない等の事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される避難行動要支援者等は、必要に応じて避難準備が整うまでは放射線防護対策を実施した施設で屋内退避を行う。

### (1) 避難の流れ

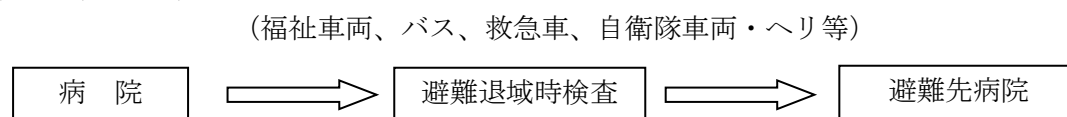
#### ① 社会福祉施設入所者及び通所者



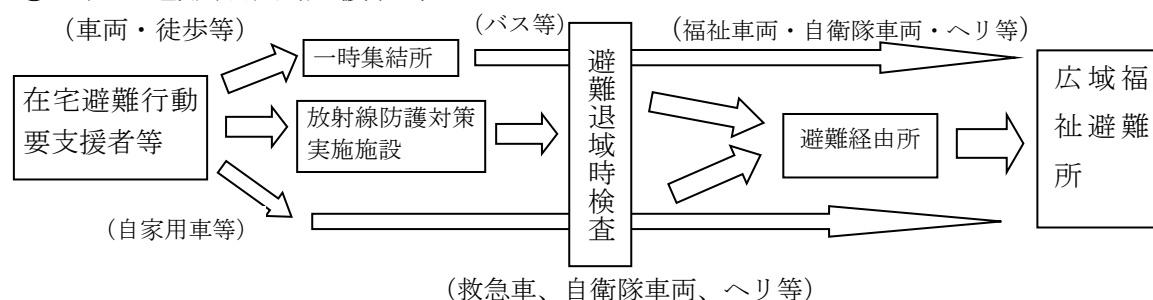
※ 社会福祉施設等（保育所を除く）の通所者については、放射性物質放出前の警戒事態の段階で通所施設から帰宅し、避難指示があった後、自宅等からの避難を行うことを原則とする。

なお、放射性物質放出前の警戒事態の段階で、帰宅する間がなく避難指示があった後は、施設の支援により一時集結所又は広域福祉避難所に避難を行う。

#### ② 病院等入院患者



#### ③ 在宅避難行動要支援者等



## (2) 避難先の確保、周知

ア 市及び県は、避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設及び在宅避難行動要支援者等の避難先（広域福祉避難所等）を定めておき、避難ルートと併せて社会福祉施設等に周知しておく。

イ 屋内退避の指示が見込まれる段階で、県及び市は、あらかじめ定めてある避難先自治体へ避難の受入を要請し、避難準備を整える。

避難先等が決定した段階で、市は該当施設へ避難先及び避難ルート等を連絡し、避難指示の発令後、準備が整い次第避難を行う。

ウ 県は、入院患者の様々な症状等に応じた適切な受入先医療機関を迅速に確保する体制を整え、避難先の自治体との間で、あらかじめ受入先医療機関の調整方法を定め、その手順を明確にしておく。

エ 病院避難については、UPZ内の病院等は遅くとも全面緊急事態の発生まで、県に入院患者の状況を報告する。

県は、あらかじめ定めた調整方法により入院患者の状態に応じた受入先医療機関を調整し、避難手段及び避難時の支援要員等を調整したうえで、該当病院等へ、その状況を連絡する。

連絡を受けた病院等は、受入先の医療機関と個別に受入調整を行い、速やかに避難を行う体制を整え避難を実施する。

## (3) 避難手段及び避難ルート等

ア バス、福祉車両、ヘリコプター等の避難手段については、各施設、病院等が自ら確保できる避難手段のほかは、県が、国、関係機関の協力を得て確保し、市と連携しながら一時集結所、各施設、病院等必要な箇所へ手配する。

イ 県は、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等関係者等とあらかじめ協議し、避難行動要支援者等の避難手段確保の手順、体制を整える。

ウ 避難ルートは、基本的に一般住民避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、あらかじめ使用できるヘリポートを確認する。

## (4) 各施設別の避難計画の策定

ア 社会福祉施設（入所施設）、病院等は、あらかじめ原子力災害時の対応を定めた避難計画を策定する。

イ 県は、社会福祉施設（入所施設）、病院等の計画策定が進むよう、ガイドライン策定等の支援を行う。

## (5) 在宅避難行動要支援者等の支援等

ア 市は県と連携し、自然災害等発生時の対応を基本に、在宅避難行動要支援者等への情報伝達、支援等の方法をあらかじめ定めておく。

イ 特に、原子力災害の特性に鑑み、妊産婦、乳幼児及びその保護者への情報伝達、支援等の方法について、十分留意する。

#### (6) 避難が長期化した場合の対応

- ア 避難が長期化すると見込まれる場合は、国、県は市、社会福祉施設等と連携をとりながら早期に調整を進め、重度の避難行動要支援者等は、概ね1か月以内、それ以外は概ね6か月以内に社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるようにする。
- イ 移転先が広範囲に及ぶことが想定されることから、県は国が中心となった支援体制の構築を働きかける。

### 3. 避難退域時検査体制の整備

- ア 県は、OILに基づく防護措置として避難等の指示を受けた住民を対象として、国からの指示に基づき、あらかじめ整備した体制により避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染等を実施する。
- イ 避難退域時検査は、県が策定した「島根県避難退域時検査及び簡易除染実施計画」により、あらかじめ決定した検査候補地で実施する。  
(参考 資料9)

### 4. 安定ヨウ素剤の配布体制の整備

- ア 県及び市は、国の判断に基づき安定ヨウ素剤の服用指示が出された際に、該当の避難住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、UPZ内の住民等に対して、遅くとも施設敷地緊急事態の発出後、速やかに安定ヨウ素剤を配布する。
- イ 安定ヨウ素剤の備蓄・配布・服用に関しては、県が策定した安定ヨウ素剤配布計画により、あらかじめ定めた方法により実施する。

## 第5章 避難住民の支援体制等

県及び市は、国や避難先自治体等と連携し、避難先地域での避難の受入や避難住民への支援が十分行えるよう、避難所運営や物資確保等の体制を整える。

### 1. 避難所（一般）、避難経由所の開設、運営等

#### (1) 開設、運営等

##### ①市外の避難所、避難経由所

- ア 避難所、避難経由所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- イ 避難開始当初は、県及び市は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難所、避難経由所の開設・管理、避難住民の誘導など避難住民の受入業務については、避難先自治体側が主体的に対応する。
- ウ 避難経由所の開設を優先的に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- エ 避難決定後、市は避難先自治体に連絡員を派遣する。
- オ できるだけ早期に、市は避難先自治体へ職員を順次派遣し、避難先自治体の指示のもと、避難経由所や避難所等の対応を行う。また、他地域等からの応援要員を積極的に受け入れる。
- カ できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、市職員、自主防災組織等による避難所の自主運営体制に移行することとし、市は例えば自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。
- キ 避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず避難先自治体で引き続き行う。
- ク あらかじめ定めてある避難先自治体が被災等によって避難の受入が困難な場合や避難場所が不足する場合は、他地域への避難を検討する。

##### ②市内の避難所、避難経由所

- ア 避難所、避難経由所の開設は、市が行う。
- イ 避難経由所の開設を優先的に進め、順次、必要な避難所を段階的に開設し、避難住民を避難所へ誘導する。
- ウ できるだけ早期（避難開始後1週間から10日後を目途）に、避難住民、市職員、自主防災組織等による避難所の自主運営体制に移行することとし、市は例えば自主防災組織等を核とした自主運営体制をあらかじめ検討しておく。
- エ あらかじめ定めてある避難先が被災等によって避難の受入が困難な場合や避難場所が不足する場合は、他地域への避難を検討する。

#### (2) 避難物資の確保

- ア 避難所への食糧や毛布等避難物資については、県及び市は、国や関係事

- 業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- イ できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域から大量の食糧や毛布等の避難物資が迅速かつ円滑に供給される体制を整える。

## 2. 広域福祉避難所（避難行動要支援者等用）の開設、運営等

### （1）開設、運営

#### ①市外の広域福祉避難所

- ア 広域福祉避難所の開設は、避難の受入要請を踏まえて避難先自治体側が行う。
- イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

#### ②市内の広域福祉避難所

- ア 広域福祉避難所の開設は、市が行う。
- イ 開設、運営体制については、基本的に一般住民用の避難所と同様の対応とする。

### （2）避難行動要支援者等のケア

- ア 避難行動要支援者等のケアについては、在宅の避難行動要支援者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。
- イ ケア要員の不足が想定されることから、県及び市は、国や避難先自治体等に要請し、避難先地域や他地域等から医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

### （3）資機材・物資の確保

- ア 避難行動要支援者等の避難に必要な資機材・物資等（介護ベッド、車椅子、医薬品等）について、県及び市は、国や関係事業者、避難先自治体等に要請し、迅速に確保する。
- イ できるだけ早期に、国が中心となり、関係機関や他地域等から大量の資機材・物資の支援を迅速かつ円滑に供給する体制を整える。

## 第6章 実効性向上のための取組

広域避難計画の実効性をより高めていくためには、国による広域避難の支援体制強化など諸課題の解決が不可欠であり、国への働きかけなどの対応を積極的に進めていく。

### 1. 国による広域避難の支援体制の強化

- ア 県境を越えて大量の住民が避難するような事態となった場合、避難元及び避難先自治体だけでは十分な支援が行えないため、国や他地域からの人的、物的支援が不可欠であり、避難住民への迅速な支援が行えるような機会を通じて国へ働きかけていく。
- イ 特に、避難行動要支援者等の避難にあたっては、複合災害時など、自衛隊や海上保安庁等のヘリ、船舶、車両等の避難手段やストレッチャーなどの搬送手段の確保、医療・介護要員の確保のほか、避難が長期に及ぶ場合の移転先の確保など国を挙げた支援が必要な状況が想定されることから、国に対して支援体制の充実化を働きかけていく。
- ウ 避難等を円滑かつ迅速に実施するため、県及び市の情報通信機器、防護資機材や避難退域時検査で必要となる資機材の確保が必要であり、国に対して、県及び市が行う各種原子力防災資機材等の確保に対する十分な財政支援を働きかけていく。

### 2. 避難先自治体との連携体制の強化

情報連絡体制、避難所・避難経由所・広域福祉避難所の運営等について、県及び市は引き続き避難先自治体と調整を行い、連携体制の強化を図っていく。

### 3. 避難計画の住民への周知と住民理解の促進

あらかじめ避難先や避難ルート等について住民へ周知するとともに、原子力災害時における行動のあり方、携行すべき物資、留意事項等についても、引き続き周知を行うことが必要であり、災害時における情報伝達手段についても充実化していく必要がある。

## 資料1 出雲市避難受入先一覧

市 内 避 難		市 外 避 難	
避難元地区	避難先地域・地区	避難元地区	避難先自治体
伊野地区	大社地域荒木地区	鰯淵地区	広島県海田町
東地区		国富地区	広島県安芸高田市
佐香地区			
檜山地区		久木地区	
灘分地区	大社地域杵築地区	直江地区	広島県北広島町
久多美地区	長浜地区	阿宮地区	広島県安芸太田町
平田地区	湖陵地域	伊波野地区	広島県広島市
	佐田地域	出西地区	
北浜地区	多伎地域	高浜地区	
西田地区		遙堪地区	
出東地区		四絡地区	
荘原地区	神門地区	川跡地区	
	古志地区	大津地区	
補完	神西地区	稗原地区	広島県坂町
	乙立地区	今市地区	広島県廿日市市
	日御碕地区	朝山地区	広島県大竹市
		鳶巣地区	広島県府中町
		上津地区	広島県熊野町
		塩冶地区	広島県呉市
		高松地区	
		鵜鷺地区	広島県江田島市

## 資料2 一時集結所一覧

地区	施設名
今市	今市コミュニティセンター、今市小学校、出雲科学館、ビッグハート出雲
大津	大津コミュニティセンター、大津小学校、第一中学校、出雲商業高校、出雲中央図書館
塩冶	塩冶コミュニティセンター、出雲市民会館、出雲工業高校、第二中学校、塩冶小学校
高松	高松コミュニティセンター、高松小学校、浜山中学校
四絡	四絡コミュニティセンター、四絡小学校、第三中学校、出雲ドーム
高浜	高浜コミュニティセンター、高浜小学校
川跡	川跡コミュニティセンター、さんぴーの出雲、川跡幼稚園、北陽小学校
鳶巣	鳶巣コミュニティセンター、県立大学出雲キャンパス、出雲北陵高校
上津	上津コミュニティセンター、上津小学校
稗原	稗原コミュニティセンター、稗原小学校、稗原交流センター
朝山	朝山コミュニティセンター、みなみ小学校、南中学校
平田	平田コミュニティセンター、平田文化館・福祉館、平田中学校、平田本陣記念館、平田高等学校、平田小学校
灘分	灘分コミュニティセンター、灘分小学校、向陽中学校
国富	国富コミュニティセンター、プラッツ金山館、国富小学校
西田	西田コミュニティセンター、西田小学校、旧光中学校
鰐淵	鰐淵コミュニティセンター、鰐淵小学校、お茶の里唐川館、猪目交流センター
久多美	久多美コミュニティセンター、さくら小学校
檜山	檜山コミュニティセンター、旧檜山小学校
東	東コミュニティセンター、青少年の家サンレイク、朝陽小学校
北浜	北浜コミュニティセンター、北浜小学校
佐香	佐香コミュニティセンター、三津町自治会館
伊野	伊野コミュニティセンター、伊野小学校
遙堪	遙堪コミュニティセンター、遙堪小学校、遙堪幼稚園
鶉鷺	鶉鷺コミュニティセンター、旧鶉鷺小学校
荘原	荘原コミュニティセンター、荘原小学校、四季荘
阿宮	阿宮コミュニティセンター
出西	出西コミュニティセンター、出西保育園、企業化支援センター
伊波野	伊波野コミュニティセンター、アクティーひかわ、西野小学校
直江	直江コミュニティセンター、斐川西中学校、中部小学校
久木	久木コミュニティセンター、JAしまねひかわ営農総合センター
出東	出東コミュニティセンター、斐川東中学校、出東小学校



### 資料3 安定ヨウ素剤備蓄場所一覧

備蓄場所（施設名）	安定ヨウ素剤（種類）
出雲市役所本庁	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）、ゼリー剤(16.3 mg)
出雲市役所平田行政センター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
出雲市役所大社行政センター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
出雲市役所斐川行政センター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
今市コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
大津コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
塩冶コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
高松コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
四絡コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
高浜コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
川跡コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
鳶巣コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
上津コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
稗原コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
朝山コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
平田コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
灘分コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
国富コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
西田コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
鱒淵コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
久多美コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
檜山コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
東コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
北浜コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
佐香コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
伊野コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
遙堪コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
鵜鷺コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
荘原コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
阿宮コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
出西コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
伊波野コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
直江コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
久木コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）
出東コミュニティセンター	丸剤、ゼリー剤（32.5 mg）

資料4 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難経由所  
(市内避難) 一覧

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難経由所 (住所)
伊野	①市道平田松江幹線⇒県道 232 号小伊津港線⇒国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線 ②国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線		浜山公園 (出雲市大社町北荒木 1868-10)
東			
佐香			
檜山			
灘分	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線 ②県道 161 号斐川出雲大社線⇒県道 28 号出雲大社線		
久多美	①県道 232 号小伊津港線⇒国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線 ②市道平田松江幹線⇒県道 275 号十六島直江停車場線⇒国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線		
平田	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒県道 39 号湖陵掛合線 ②国道 431 号⇒市道今市川跡日下線⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線	浜山公園	湖陵総合公園 (出雲市湖陵町三部 737)
	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒国道 184 号 ②国道 431 号⇒市道今市川跡日下線⇒県道 277 号多伎江南出雲線⇒国道 184 号		出雲市役所佐田行政センター (出雲市佐田町反辺 1747-6)
北浜	①県道 250 号鱒淵寺線⇒県道 275 号十六島直江停車場線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路 ②市道多井釜浦塩津線⇒県道 275 号十六島直江停車場線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路 ③県道 23 号斐川一畑大社線⇒県道 232 号小伊津港線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路		道の駅キララ多伎 (出雲市多伎町多岐 135-1)
西田			
荘原	①国道 9 号⇒国道 431 号 ②山陰道 (斐川 IC~出雲 IC) ⇒国道 431 号	東部高等技術校	東部高等技術校 (出雲市長浜町 3057-11)
出東	①国道 9 号⇒国道 431 号 ②県道 161 号斐川出雲大社線⇒県道 162 号大社立久恵線⇒市道浜山公園線⇒国道 431 号		

資料5 避難ルート・避難退域時検査候補地・避難先市町・避難経由所（市外避難）一覧

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住所)
国富	①国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ②県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道54号 ③県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ④国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道54号 ⑤国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ⑥国道9号⇒県道26号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(三刀屋木次IC)⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線	浜山公園	安芸高田市	甲田文化センターミュージズ (甲田町高田原 1446-3)
				高宮ハーモニー広場 (高宮町佐々部 983-2)
久木	①国道9号⇒県道26号出雲三刀屋線⇒国道54号 ②県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道54号 ③県道161号斐川出雲大社線⇒国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ④国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道54号 ⑤国道431号⇒国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線 ⑥国道9号⇒県道26号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(三刀屋木次IC)⇒中国自動車道(高田IC)⇒県道64号三次美土里線⇒県道6号吉田邑南線	道の駅 掛合の里		吉田運動公園 (吉田町相合 555-1)

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住所)
鱈淵	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くまびき海岸道路⇒国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ②国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道 184 号(志津見ダム付近)⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ③国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合 IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線(東雲 IC)⇒県道 164 号広島海田線 ④国道 431 号⇒国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線(東雲 IC)⇒県道 164 号広島海田線	浜山公園	海田町	海田町立海田小学校 (昭和中町 2 番 55 号)
直江	①国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 433 号(⇒県道 40 号豊平芸北線) ②国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道(大朝 IC)⇒国道 433 号(⇒県道 40 号豊平芸北線) ③国道 9 号⇒国道 186 号(芸北方面) ④国道 9 号⇒国道 261 号 ⑤国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道(千代田 IC 又は大朝 IC)	湖陵総合公園	北広島町	豊平総合運動公園 (都志見 12609)
				芸北運動公園 (細見 10141-16)
				千代田運動公園 (壬生 10500)
				大朝運動公園 (大朝 11370)
阿宮	①県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(三刀屋木次 IC)⇒中国自動車道(戸河内 IC)⇒国道 191 号 ②国道 9 号⇒国道 186 号⇒国道 191 号 ③国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道(戸河内 IC)⇒国道 191 号 ④県道 26 号出雲三刀屋線⇒国道 54 号⇒国道 191 号	道の駅 たたらば老番地	安芸太田町	戸河内ふれあいセンター (大字戸河内 759-1)
鳶巣	①国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くまびき海岸道路⇒国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ②国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道 184 号(志津見ダム付近)⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線 ③国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合 IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線(府中 IC) ④国道 431 号⇒国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線(府中 IC)	浜山公園	府中町	くすのきプラザ (本町一丁目 10 番 15 号)
				日焼山広場 (浜田四丁目 6 番 16 号)
				揚倉山健康運動公園(下段) (山田五丁目 5 番 1 号)

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住所)			
伊波野	①県道 26 号出雲三刀屋線⇒国道 54 号 ②県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道（三刀屋木次 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC） ③国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒国道 184 号（志津見ダム付近）⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道）⇒国道 54 号 ④国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線（才谷トンネル）⇒松江自動車道（吉田掛合 IC）⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道（広島 IC）	道の駅 掛合の里	広島市	井口台公園 (西区井口台三丁目 6 番)			
				西部埋立第六公園 (西区商工センター一丁目 13 番)			
				西部埋立第八公園 (西区草津南一丁目 16 番)			
				石内南中央公園 (佐伯区石内南四丁目 1 番)			
				五月が丘第五公園 (佐伯区五月が丘五丁目 4 番)			
				薬師ヶ丘第六公園 (佐伯区五日市町大字薬師ヶ丘、 大字保井田)			
				美鈴が丘中央公園 (佐伯区美鈴が丘西一丁目 7 番ほか)			
広島県運転免許センター (佐伯区石内南三丁目 1 番)							
高須台中央公園 (西区高須台三丁目)							
奥畑防災調節池公園 (安佐南区伴南三丁目)							
西風新都東公園 (安佐南区沼田町大塚東三丁目)							
若葉台中央公園 (安佐南区伴北七丁目)							
彩が丘中央公園 (佐伯区河内南一丁目 21 番ほか)							
鬼が城緑地 (西区田方二丁目)							
出西				東千田公園 (中区東千田町一丁目)			
				宇品第一公園 (南区宇品東二丁目 1 番)			
				湊崎公園 (南区東雲三丁目 18 番)			
				出島西公園 (南区出島二丁目 22 番)			
				比治山下公園 (南区比治山本町 8 番)			
大津							東千田公園 (中区東千田町一丁目)
							宇品第一公園 (南区宇品東二丁目 1 番)
							湊崎公園 (南区東雲三丁目 18 番)
							出島西公園 (南区出島二丁目 22 番)
							比治山下公園 (南区比治山本町 8 番)

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住 所)
				大芝公園 (西区大芝公園)
				広島みなと公園 (南区宇品海岸一丁目)
				メッセコンベンション事業用地 (南区出島四丁目)
				西部埋立第二公園 (西区井口明神二丁目 10 番)
川跡	①国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒国道 54 号 ②国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線 (才谷トンネル) (⇒国道 184 号 (志津見ダム付近) ⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号 ③国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線 (才谷トンネル) ⇒松江自動車道 (吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道 (広島 IC) ④国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道 (広島 IC)	湖陵総合公園	広島市	吉島東公園 (中区吉島東三丁目 1 番)
				千田公園 (中区千田町三丁目 7 番ほか)
				吉島公園 (中区羽衣町 16 番)
				鈴が峰公園 (西区鈴が峰町 45 番)
				古田台公園 (西区古田台一丁目)
				こころ北公園 (安佐南区伴南一丁目ほか)
				Aシティ中央公園 (安佐南区大塚西七丁目)
				大塚学びの丘公園 (安佐南区大塚東三丁目)
				伴西公園 (安佐南区伴西一丁目)
				広島市立大学 (安佐南区大塚東三丁目)
				福木公園 (東区福田一丁目)
				毘沙門台公園 (安佐南区毘沙門台三丁目 2 番)
				毘沙門台東公園 (安佐南区毘沙門台東一丁目 23 番)
				高取公園 (安佐南区高取北四丁目 17 番)
				八木梅林公園 (安佐南区八木一丁目)
				春日野中央公園 (安佐南区山本新町二丁目 204 番 6)
口田南公園 (安佐北区口田南六丁目)				
矢口が丘公園 (安佐北区口田南九丁目 19 番)				
四絡				

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住所)
			広島市	中山公園 (安佐北区落合四丁目)
				西山公園 (安佐北区亀崎二丁目4番)
				倉掛公園 (安佐北区倉掛三丁目37番)
				あさひが丘公園 (安佐北区あさひが丘三丁目21番)
				みどり坂中央公園 (安芸区瀬野西四丁目1番)
				みどり坂第一公園 (安芸区瀬野西二丁目2番)
				瀬野川運動公園 (安芸区上瀬野町)
高浜	①国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(広島IC) ②国道431号⇒県道28号出雲大社線⇒国道431号⇒くにびき海岸道路⇒国道9号⇒国道261号⇒国道191号⇒国道54号	浜山公園		安芸矢野ニュータウン中央公園 (安芸区矢野南二丁目9番)
				矢野新町公園 (安芸区矢野新町一丁目1番)
遙堪	③国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒国道184号(志津見ダム付近)⇒県道325号佐田八神線⇒飯石広域農道⇒国道54号 ④国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(広島IC)			月が丘公園 (安芸区矢野東三丁目12番ほか)
				寺山公園 (安佐北区可部町大字上原)
				勝木台公園 (安佐北区亀山西二丁目)
高松	⑤国道9号⇒県道39号湖陵掛合線(才谷トンネル)⇒松江自動車道(吉田掛合IC)⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速1号線、2号線⇒広島呉道路	湖陵総合公園	呉市	IHIアリーナ呉 【呉市体育館】 (中央四丁目1-1)

避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住所)
塩冶	①国道 184 号⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号 ②国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道 (吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路 ③国道 9 号 (県道 277 号多伎江南出雲線) ⇒県道 39 号湖陵掛合線 (才谷トンネル) (⇒国道 184 号 (志津見ダム付近) ⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号 ④国道 9 号 (県道 277 号多伎江南出雲線) ⇒県道 39 号湖陵掛合線 (才谷トンネル) ⇒松江自動車道 (吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路 ⑤国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路	出雲市 佐田行政センター	呉市	シシヨーオークアリーナ 【呉市総合体育館】 (広大新開一丁目 7-1)
今市	①国道 9 号⇒国道 261 号⇒国道 191 号⇒県道 38 号広島豊平線⇒県道 71 号広島湯来線⇒県道 290 号原田五日市線 (石内バイパス) ⇒国道 2 号 ②国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道 (廿日市 IC) ③国道 9 号⇒国道 186 号 (吉和方面) ④国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道 (吉和 IC)	湖陵総合公園	廿日市市	もみのき森林公園 (吉和 1593 番地 75) 宮園野球場 (宮園四丁目 1 番地) 昭北グラウンド (木材港北 1063 番地 1) 大野浄化センター (沖塩屋四丁目 6385 番地 35) 廿日市市浄化センター (串戸一丁目 20 番 1 号)
稗原	①県道 51 号出雲奥出雲線⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線⇒国道 31 号 ②県道 51 号出雲奥出雲線⇒松江自動車道 (吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路 (坂北 IC) ③国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線 (国道 184 号 (志津見ダム付近) ⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号⇒県道 84 号東海田広島線⇒県道 37 号広島三次線⇒県道 164 号広島海田線⇒国道 31 号 ④国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道 (吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路 (坂北 IC)	道の駅 掛合の里	坂町	北新地グラウンド (北新地一丁目 2 番 75 号)



避難元	避難ルート	避難退域時 検査候補地	避難先市町	避難経由所 (住所)
上津	① 県道 26 号出雲三刀屋線⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒県道 340 号下竹仁久芳線⇒県道 33 号瀬野川福富本郷線⇒県道 46 号広島白木線⇒国道 2 号⇒県道 174 号瀬野呉線 ② 県道 26 号出雲三刀屋線⇒松江自動車道(三刀屋木次 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路(坂北 IC) ⇒国道 31 号⇒県道 34 号矢野安浦線(広島熊野道路)	道の駅 掛合の里	熊野町	熊野町民グラウンド (川角五丁目 10 番 1 号)
朝山	① 国道 184 号⇒国道 54 号⇒国道 191 号⇒県道 38 号広島豊平線⇒県道 71 号広島湯来線⇒県道 290 号原田五丁目市線(石内バイパス) ⇒国道 2 号 ② 国道 184 号⇒県道 39 号湖陵掛合線⇒松江自動車道(吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道(大竹 IC)	出雲市 佐田行政センター	大竹市	晴海臨海公園 【管理棟】 (晴海二丁目 11 番)
鵜鷺	① 県道 23 号斐川一畑大社線⇒県道 29 号大社日御碕線⇒国道 431 号⇒県道 28 号出雲大社線⇒国道 431 号⇒くにびき海岸道路⇒国道 9 号⇒江津道路⇒浜田自動車道⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路⇒国道 487 号 ② 県道 23 号斐川一畑大社線⇒県道 29 号大社日御碕線⇒国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル) (⇒国道 184 号(志津見ダム付近) ⇒県道 325 号佐田八神線⇒飯石広域農道) ⇒国道 54 号⇒国道 375 号⇒国道 185 号⇒国道 487 号 ③ 県道 23 号斐川一畑大社線⇒県道 29 号大社日御碕線⇒国道 431 号⇒国道 9 号⇒県道 39 号湖陵掛合線(才谷トンネル) ⇒松江自動車道(吉田掛合 IC) ⇒中国自動車道⇒広島自動車道⇒山陽自動車道⇒広島高速 1 号線、2 号線⇒広島呉道路⇒国道 487 号	浜山公園	江田島市	能美運動公園 (能美町鹿川 2041 番地 5)

## 資料6 避難所（市内避難）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊野 東 佐香 檜山	大社地域 荒木地区	大社高等学校	大社町北荒木 1473
		浜山公園施設（カミアリーナ）	大社町北荒木 1868-10
		荒木小学校	大社町北荒木 413
		荒木幼稚園	大社町北荒木 310
		荒木コミュニティセンター	大社町北荒木 389-2
灘分	大社地域 杵築地区	大社小学校	大社町杵築南 900-1
		大社中学校	大社町杵築南 1330
		大社幼稚園	大社町杵築南 1201
		たいしゃ保育園	大社町杵築南 1235
		大社コミュニティセンター	大社町杵築南 1051-1
		大社健康スポーツ公園体育館	大社町杵築南 1051-1
		大社文化プレイスうらら館	大社町杵築南 1338-9
		県立古代出雲歴史博物館	大社町杵築東 99-4
久多美	長浜地区	長浜小学校	荒茅町 3848
		長浜コミュニティセンター	長浜町 514-11
		西部体育館	長浜町 514-11
		荒茅保育園	荒茅町 1021-6
		西園保育園	西園町 329
		外園保育園	外園町 204-1
平田	湖陵地域	湖陵コミュニティセンター	湖陵町二部 1320
		湖陵幼稚園	湖陵町二部 1117
		湖陵中学校	湖陵町三部 1183
		湖陵小学校	湖陵町二部 1100
		湖陵体育センター	湖陵町板津 137-1
	佐田地域	潮の井荘	佐田町須佐 749-5
		須佐小学校	佐田町須佐 1137-1
		出雲須佐温泉ゆかり館	佐田町原田 737
		佐田スポーツセンター	佐田町反辺 1948-1
		文化練習館	佐田町反辺 1943
		佐田行政センター	佐田町反辺 1747-6
		スサノオホール	佐田町反辺 1747-4

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
平田	佐田地域	佐田中学校	佐田町八幡原 200
		窪田コミュニティセンター	佐田町八幡原 492-6
		飯の原農村公園センターハウス	佐田町一窪田 657
		窪田小学校	佐田町一窪田 1430-8
		窪田保育所	佐田町一窪田 1430-1
北浜 西田	多伎地域	風の子楽習館	多伎町口田儀 458-1
		旧田儀小学校	多伎町口田儀 1221
		多伎中学校	多伎町多岐 785
		多伎小学校	多伎町多岐 900
		多伎コミュニティセンター	多伎町小田 73
		デイサービスセンターたき	多伎町小田 50-8
		多伎勤労者体育センター	多伎町久村 1341-1
出東	神門地区	神戸川小学校	下古志町 808
		河南中学校	神門町 1331
		出雲西高等学校	下古志町 1163
		神門幼稚園	知井宮町 481-1
		神門保育園	下古志町 475
		神門コミュニティセンター	知井宮町 801-1
		出雲ゆうプラザ	西新町 1 丁目 2547-2
	古志地区	古志幼稚園	古志町 1949
		古志コミュニティセンター	古志町 1122-6
		古志スポーツセンター	古志町 1955
荘原	神西地区	神西小学校	神西沖町 1090
		神西コミュニティセンター	神西沖町 447
		東神西コミュニティセンター	東神西町 939
		出雲養護学校	神西沖町 2485

## 資料7 避難所（市外避難）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
国富 久木	安芸高田市	クリスタルアージョ	吉田町吉田 761
		愛郷小学校	吉田町山手 1165-3
		吉田運動公園	吉田町相合 555-1
		旧郷野小学校体育館	吉田町桂 234
		甲田中学校	甲田町高田原 1250
		甲田文化センターミュージズ	甲田町高田原 1446-3
		高宮田園パラッツォ	高宮町佐々部 957
		高宮小学校	高宮町佐々部 915-1
		船木ゆめ広場	高宮町船木 2334
		川根小学校	高宮町川根 1920
		高宮 B & G 海洋センター	高宮町佐々部 38-7
		郷野地区コミュニティセンター	吉田町桂 279-3
		旧来原小学校体育館	高宮町原田 3375
阿宮	安芸太田町	つぼの地区交流センター	大字坪野 644
		加計体育館	大字加計 3838-1
		香南文化センター	大字加計 488
		殿賀ふれあいプラザ	大字下殿河内 711-1
		戸河内ふれあいセンター	大字戸河内 759-1
		戸河内交流センター	大字戸河内 604-2
		上殿コミュニティセンター	大字上殿 506
		筒賀福祉センター	大字中筒賀 2802-5
鰯淵	海田町	海田町ひまわりプラザ	南つくも町 11 番 16 号
		織田幹雄スクエア（海田公民館）	中店 8 番 24 号
		海田町ふるさと館	畝二丁目 10 番 20 号
		海田町民センター	寺迫一丁目 1 番 29 号
		海田東公民館	寺迫二丁目 2 番 59 号
海田町シルバープラザ	つくも町 6 番 3 号		
上津	熊野町	熊野西防災交流センター	神田 15 番 4 号
		熊野町民会館（熊野中央防災交流センター）	中溝一丁目 11 番 2 号
		熊野町民体育館	川角五丁目 10 番 1 号
		熊野東防災交流センター	初神三丁目 11 番 13 号
高松 塩冶	呉市	呉市立阿賀小学校	阿賀南二丁目 1-1
		呉市立阿賀中学校	阿賀中央五丁目 14-16
		呉市立横路小学校	広横路四丁目 1-9
		呉市立横路中学校	広横路四丁目 9-15
		呉市立郷原小学校	郷原町 1584-1
		呉市立郷原中学校	郷原町字大鷹 1706
		呉市立原小学校	阿賀北四丁目 3-16
		呉市立呉高等学校	阿賀中央五丁目 13-56
		呉市立広小学校	広杭本町 3-1
		呉市立広中央中学校	広吉松二丁目 15-1
		呉市立三坂地小学校	広中迫町 4-1

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
高松 塩冶	呉市	呉市立仁方小学校	仁方本町一丁目 6-6
		呉市立仁方中学校	仁方棧橋通 16-8
		呉市立川尻小学校	川尻町久俊一丁目 5-24
		呉市立川尻中学校	川尻町西一丁目 23-47
		呉市立広南小学校	広長浜四丁目 1-26
		呉市立広南中学校	広長浜四丁目 1-9
		(旧)呉市立小坪小学校	広小坪一丁目 24-1
		呉市立白岳小学校	広駅前一丁目 6-1
		呉市立白岳中学校	広駅前二丁目 11-1
		スポーツ会館	二河町 1-8
		つばき会館	中央六丁目 2-9
		呉市立吉浦小学校	吉浦中町二丁目 6-5
		呉市立吉浦中学校	狩留賀町 8-6
		呉市立宮原小学校	宮原四丁目 8-1
		呉市立宮原中学校	船見町 1-1
		呉市立警固屋小学校	警固屋七丁目 5-1
		呉市立警固屋中学校	警固屋七丁目 4-1
		呉市立呉中央小学校	西中央四丁目 10-52
		呉市立呉中央中学校	西中央四丁目 10-52
		呉市立昭和西小学校	焼山宮ヶ迫一丁目 3-1
		呉市立昭和中央小学校	焼山中央四丁目 1-1
		呉市立昭和中学校	焼山中央六丁目 9-1
		(旧)呉市立昭和東小学校	苗代町字八幡野 39-2
		呉市立昭和南小学校	焼山此原町 14-1
		呉市立昭和北小学校	焼山本庄一丁目 6-1
		呉市立昭和北中学校	焼山泉ヶ丘二丁目 11-1
		呉市立長迫小学校	長迫町 12-5
		呉市立坪内小学校	宮原十二丁目 13-1
		呉市立天応小学校	天応大浜二丁目 1-64
		呉市立東畑中学校	東畑二丁目 7-38
		呉市立片山中学校	東片山町 13-5
		呉市立本通小学校	寺本町 1-10
		呉市立明立小学校	伏原二丁目 6-38
		呉市立両城小学校	三条二丁目 15-12
		呉市立和庄小学校	八幡町 10-7
		呉市立和庄中学校	和庄登町 3-18
		呉市立荘山田小学校	東中央三丁目 1-23
		呉市立両城中学校	両城二丁目 22-15
		呉市立港町小学校	海岸三丁目 5-30
		警固屋体育館	警固屋二丁目 222
昭和体育館	焼山中央二丁目 8-12		
		広島市三入公民館	安佐北区三入五丁目 15 番 9 号
		安佐北区総合福祉センター（可部公民館）	安佐北区可部三丁目 19 番 22 号
		広島市亀山公民館	安佐北区亀山南三丁目 16 番 16
		安佐北区民文化センター	安佐北区可部七丁目 28 番 25 号
		広島市可部福祉センター	安佐北区可部南二丁目 23 番 28

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	安佐南区民文化センター	安佐南区中筋一丁目 22 番 17 号
		広島市祇園公民館	安佐南区西原一丁目 13 番 26 号
		広島市祇園西公民館	安佐南区長束六丁目 10 番 28 号
		広島市佐東公民館	安佐南区緑井六丁目 29 番 25 号
		広島市東野公民館	安佐南区東野二丁目 22 番 7 号
		広島市古市公民館	安佐南区古市三丁目 24 番 8 号
		広島市安東公民館	安佐南区安東二丁目 16 番 42 号
		広島市安公民館	安佐南区上安二丁目 2 番 46 号
		広島市高陽体育館	安佐北区深川六丁目 19 番 15 号
		広島市真亀公民館	安佐北区真亀一丁目 3 番 27 号
		広島市倉掛公民館	安佐北区倉掛一丁目 12 番 1 号
		広島市総合防災センター	安佐北区倉掛二丁目 33 番 1 号
		広島市口田公民館	安佐北区口田四丁目 9 番 19 号
		広島市白木公民館	安佐北区白木町秋山 2391 番地 4
		広島市高陽公民館	安佐北区深川五丁目 13 番 12 号
		広島市日浦公民館	安佐北区あさひが丘三丁目 23 番 13 号
		青少年野外活動センター	安佐北区安佐町小河内 5135 番地
		広島市安佐公民館	安佐北区安佐町飯室 3455 番地 1
		瀬野川公園	安芸区上瀬野町
		広島市瀬野公民館	安芸区瀬野一丁目 29 番 21 号
		広島市中野公民館	安芸区中野三丁目 20 番 9 号
		広島市畑賀福祉センター	安芸区畑賀三丁目 30 番 14 号
		広島市阿戸公民館	安芸区阿戸町 6166 番地
		広島市瀬野福祉センター	安芸区瀬野一丁目 4-19
		広島市阿戸福祉センター	安芸区阿戸町 6038 番地
		広島市戸坂公民館	東区戸坂出江二丁目 10 番 26 号
		広島市中山福祉センター	東区中山南一丁目 5-39
		広島市温品福祉センター	東区上温品一丁目 24-1
		広島市南区スポーツセンター	南区楠那町 7 番 31 号
		広島市船越公民館	安芸区船越五丁目 22 番 23 号
		安芸区民文化センター	安芸区船越南三丁目 2 番 16 号
		広島市矢野公民館	安芸区矢野西五丁目 24 番 2 号
		広島市矢野福祉センター	安芸区矢野西六丁目 12-1
		広島市青少年センター	中区基町 5 番 61 号
		広島市中区スポーツセンター	中区千田町三丁目 8 番 12 号
		JMSアステールプラザ (国際青年会館を除く)	中区加古町 4 番 17 号
		広島国際会議場	中区中島町 1 番 5 号
		広島市文化交流会館 (広島文化学園HBGホール)	中区加古町 3 番 3 号
		広島市舟入公民館	中区舟入川口町 2 番 8 号
		広島市吉島公民館	中区吉島西三丁目 2 番 10 号
広島市吉島体育館	中区吉島西三丁目 2 番 11 号		
広島市吉島福祉センター	中区吉島東二丁目 17-30		
広島市中央公民館	中区西白島町 24 番 36 号		
鷹野橋職員会館	中区大手町五丁目 6 番 3 号		
広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)	中区大手町五丁目 6 番 9 号		
広島市早稲田公民館	東区牛田東四丁目 19 番 1 号		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	西区民文化センター	西区横川新町6番1号
		広島市牛田公民館	東区牛田新町一丁目8番3号
		広島市三篠公民館	西区打越町10番23号
		三滝少年自然の家	西区三滝本町一丁目73番20号
		広島市戸坂福祉センター	東区戸坂大上一丁目4-22
		東区民文化センター	東区東蟹屋町10番31号
		広島市東地域交流センター	東区尾長東一丁目14番10号
		広島市心身障害者福祉センター	東区光町二丁目1番5号
		広島市仁保公民館	南区仁保新町一丁目8番6号
		南区民文化センター	南区比治山本町16番27号
		広島市竹屋公民館	中区宝町3番15号
		広島市大河公民館	南区北大河町15番12号
		広島市南区スポーツセンター宇品体育館	南区宇品海岸三丁目6番54号
		広島市宇品公民館	南区宇品御幸四丁目1番2号
		広島市似島公民館	南区似島町字家下752番地74
		似島臨海少年自然の家	南区似島町字東大谷182番地
		広島市西地域交流センター	西区福島町一丁目19番12号
		広島市南観音公民館	西区観音新町二丁目16番46号
		広島市観音公民館	西区観音本町二丁目1番77号
		広島市己斐公民館	西区己斐中一丁目6番20号
		広島市立大学	安佐南区大塚東三丁目4番1号
		スマジ交通ミュージアム	安佐南区長楽寺二丁目12番2号
		広島市戸山公民館	安佐南区沼田町阿戸269番地3
		広島市沼田公民館	安佐南区伴東七丁目64番8号
		広島市安佐南区スポーツセンター	安佐南区伴東三丁目13番16号
		広島市河内公民館	佐伯区五日市町大字上河内537番地
		広島市河内体育館	佐伯区五日市町大字上河内537番地
		広島市古田公民館	西区古江西町19番15号
		広島市西区スポーツセンター	西区庚午南二丁目41番1号
		広島市鈴が峰公民館	西区鈴が峰町44番1号
		広島市井口公民館	西区井口鈴が台二丁目14番8号
		広島市草津公民館	西区草津東二丁目20番7号
		広島市佐伯区スポーツセンター湯来体育館	佐伯区湯来町大字白砂1215番地の1
		石内福祉センター	佐伯区石内南一丁目5番1号
		広島市湯来西公民館	佐伯区湯来町大字多田2712番地
		広島市藤の木公民館	佐伯区藤の木二丁目27番7号
		広島市八幡公民館	佐伯区八幡三丁目23番22号
		広島市五月が丘公民館	佐伯区五月が丘五丁目3番33号
		湯来福祉会館	佐伯区湯来町大字和田333番地
		広島市湯来南公民館	佐伯区湯来町大字伏谷甲13番地1
佐伯区民文化センター	佐伯区五日市中央六丁目1番10号		
広島市美鈴が丘公民館	佐伯区美鈴が丘南三丁目1番9号		
広島市五日市公民館	佐伯区新宮苑11番14号		
広島市佐伯区スポーツセンター	佐伯区楽々園六丁目1番27号		
広島市五日市中央公民館	佐伯区五日市中央四丁目8番20号		
広島市楽々園公民館・老人いこいの家楽々荘	佐伯区楽々園五丁目8番32号		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
鵜鷺	江田島市	江田島市スポーツセンター	能美町中町 3699-2
稗原	坂町	町民交流センター(Sunstar Hall)	坂東二丁目 20 番 1 号
		町民センター	平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号
		B & G 海洋センター	北新地一丁目 2 番 75 号
		坂町保健センター	坂西一丁目 18 番 14 号
朝山	大竹市	大竹市総合体育館	立戸一丁目 6-1
今市	廿日市市	広島県立もみのき森林公園	吉和 1593 番地 75
		広島県立佐伯高等学校	津田 850 番地
		広島県立廿日市高等学校	桜尾三丁目 3 番 1 号
		広島県立宮島工業高等学校	物見西二丁目 6 番 1 号
		広島県立廿日市西高等学校	阿品台西 6 番 1 号
		佐伯中学校	津田 69 番地 1
		廿日市中学校	桜尾三丁目 9 番 1 号
		七尾中学校	平良二丁目 2 番 34 号
		四季が丘中学校	四季が丘二丁目 1 番地 1
		野坂中学校	地御前北一丁目 3 番 1 号
		阿品台中学校	阿品台東 1 番 1 号
		吉和学園	吉和 1555 番地 1
		友和小学校	友田 19 番地
		津田小学校	津田 2740 番地
		佐方小学校	佐方 10 番地 1
		廿日市小学校	本町 2 番 13 号
		平良小学校	陽光台一丁目 4 番地 1
		宮内小学校	宮内 1518 番地
		宮園小学校	宮園一丁目 1 番地 2
		四季が丘小学校	四季が丘八丁目 1 番地 1
		金剛寺小学校	地御前二丁目 22 番 1 号
		地御前小学校	地御前四丁目 3 番 1 号
		阿品台東小学校	阿品台東 2 番 1 号
		阿品台西小学校	阿品台西 1 番 1 号
		大野学園	大野 1328 番地
		大野東小学校	大野 720 番地
		宮島学園	宮島町 779 番地 2
		吉和福祉センター	吉和 1771 番地 1
		佐伯総合スポーツ公園	津田 545
		廿日市市スポーツセンター	串戸六丁目 1-1
鳶巣	府中町	くすのきプラザ	本町一丁目 10-15
		府中公民館	本町二丁目 15-1
		府中町立体育館	本町一丁目 10-1
直江	北広島町	とよひらウイング(豊平総合運動公園)	都志見 12609
		B&G 海洋センター(芸北運動公園)	細見 10141-16
		千代田総合体育館(千代田運動公園)	壬生 10500
		B&G 海洋センター(大朝運動公園)	大朝 11370
合計	12	223	



## 資料 8 広域福祉避難所（候補施設）一覧

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊野 東 檜山 佐香 灘分 久多美 平田 西田 北浜 荘原 出東	出雲市	西部高齢者健康交流館	西新町一丁目 2547-2
		障がい児入所施設さざなみ学園	神西沖町 2534-2
		障がい者支援施設ふたば・わかば	神西沖町 2476-1
		特別養護老人ホームひまわり園	神西沖町 2479-6
		出雲サンホーム地域交流ホーム「恵」	神西沖町 1315
		交流館はまぼうふう	西園町 3367
		養護老人ホーム長浜和光園	西園町 4015
		特別養護老人ホームやまゆり苑	佐田町一窪田 1961-5
		デイサービスセンターやまもも	多伎町口田儀 750
		グループホームはなんばの里	多伎町口田儀 750
		特別養護老人ホーム潮風苑	多伎町小田 50-3
		老人保健施設たき	多伎町小田 50-7
		デイサービスセンターたき	多伎町小田 50-8
		多伎介護予防生活支援施設かくれい館	多伎町久村 1341-1
		光風園	湖陵町大池 240-1
		特別養護老人ホーム湖水苑	湖陵町差海 318-1
荒木サポートセンター	大社町北荒木 389-2		
特別養護老人ホームいなさ園	大社町杵築西 1643-2		
国富 久木	安芸高田市	ふれあいセンターいきいきの里	吉田町常友 1254-15
		吉田生活改善センター	吉田町多治比 613-1
		可愛振興センター	吉田町山手 1392-2
		丹比西コミュニティ集会所	吉田町多治比 1691-1
		房後ふれあいセンター	高宮町房後 257
		甲田人権会館	甲田町高田原 1458
		高宮老人福祉センター「福寿荘」	高宮町原田 1779-1
阿宮	安芸太田町	川・森・文化・交流センター	大字加計 5908 番地 2
		加計体育館	大字加計 3838 番地 1
鱈淵	海田町	海田町福祉センター	日の出町 2 番 35 号
上津	熊野町	熊野町地域福祉館	中溝一丁目 11 番 1 号
		熊野町民会館（熊野中央防災交流センター）	中溝一丁目 11 番 2 号
高松 塩冶	呉市	阿賀まちづくりセンター	阿賀中央六丁目 2-16
		昭和まちづくりセンター	焼山中央二丁目 8-12
		郷原まちづくりセンター	郷原町 1585-8
		吉浦まちづくりセンター	吉浦東本町一丁目 7-23

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
高松 塩治	呉市	広まちづくりセンター	広古新開二丁目 1-3
		二川まちづくりセンター	築地町 3-1
		川尻まちづくりセンター	川尻町東一丁目 1 番 21 号
		仁万まちづくりセンター	仁万本町一丁目 6-11
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	ケアハウ斯拉ポーレ東千田	中区東千田町一丁目 1 番 48 号
		広島原爆養護ホーム舟入むつみ園	中区舟入幸町 14 番 11 号
		特別養護老人ホーム悠悠タウン江波	中区江波西二丁目 14 番 8 号
		特別養護老人ホームおりーぶえん	中区吉島東二丁目 17 番 5 号
		ハッピーホーム	中区吉島西二丁目 3 番 20 号
		特別養護老人ホームふくだの里	東区福田五丁目 1165 番地の 3
		特別養護老人ホーム虹の里	東区馬木二丁目 1398 番地の 1
		虹の里第 2 特別養護老人ホーム	東区馬木三丁目 26 番 2-4 号
		特別養護老人ホームへさか福寿苑	東区戸坂大上一丁目 5 番 1-8 号
		特別養護老人ホーム神田山長生園	東区牛田新町一丁目 18 番 1 号
		広島原爆養護ホーム神田山やすらぎ園	東区牛田新町一丁目 18 番 2 号
		デイサービスセンター光明	東区牛田本町五丁目 1 番 2 号
		特別養護老人ホーム寿老園	東区山根町 38 番 23 号
		就労サポートセンターSORA・SORA きつつき	東区若草町 15 番 20 号
		就労サポートセンターSORA・SORA つつじ	東区若草町 15 番 20 号
		特別養護老人ホーム蓬莱園	東区東山町 1 番 9 号
		特別養護老人ホームサンヒルズ広島	東区中山上一丁目 24 番 1 号
		ケアハウ斯拉ポーレひろしま	東区福田一丁目 753
		特別養護老人ホーム温品荘	東区温品七丁目 12 番 35 号
		介護老人保健施設スカイバード	東区福田町 3198 番地
		介護老人保健施設牛田バラ苑	東区牛田新町三丁目 30 番 30 号
		特別養護老人ホーム第二光明	東区牛田本町六丁目 1 番 1 号
		特別養護老人ホーム光清苑	南区出汐二丁目 3 番 46 号
		障害者支援施設光清学園成人部	南区出汐二丁目 3 番 46 号
		特別養護老人ホームひうな荘	南区日宇那町 30 番 1 号
		特別養護老人ホーム広島和光園	南区宇品東三丁目 6 番 26 号
		養護老人ホーム広島平和養老館	南区似島町東大谷 3073 番地 5
		広島市立広島特別支援学校	南区出島四丁目 1 番 1 号
		障害者支援施設セルフ宇品	南区宇品東六丁目 2 番 20 号
		特別養護老人ホームでじま・くにくさ	南区出島一丁目 18 番 17 号
特別養護老人ホーム輝き	南区北大河町 39 番 1 号		
広島都市学園大学	南区宇品西五丁目 13 番 18 号		
特別養護老人ホームリバーサイド中広	西区中広町二丁目 15 番 15 号		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	障害者支援施設いくせい	西区打越町 17 番 27 号
		特別養護老人ホームくすの木苑	西区福島町二丁目 33 番 30 号
		地域交流スペース夢トピア	西区観音新町三丁目 9 番 9 号
		特別養護老人ホーム千歳園	西区山田新町二丁目 7 番 2 号
		介護老人保健施設ピア観音	西区観音新町一丁目 7 番 40 号
		特別養護老人ホーム三滝苑	西区三滝本町二丁目 1 番 1-27 号
		介護老人保健施設三滝ひまわり	西区三滝本町二丁目 13 番 34-2 号
		特別養護老人ホームともの家	西区鈴が峰町 41 番 18 号
		広島パークヒル病院 及び 老人介護保健施設西広島幸楽苑	西区田方二丁目 16 番 45 号
		特別養護老人ホーム川内の里	安佐南区川内一丁目 21 番 29 号
		ケアハウスふれ愛	安佐南区上安六丁目 31 番 1 号
		特別養護老人ホーム慈光園	安佐南区高取北一丁目 17 番 41 号
		特別養護老人ホーム春日野園	安佐南区山本新町二丁目 18 番 9-14 号
		広島市総合リハビリテーション病院・広 島市自立訓練施設	安佐南区伴南一丁目 39 番 1 号
		どんぐり学園	安佐南区大塚西三丁目 8 番 1 号
		広島どんぐり作業所	安佐南区大塚西三丁目 8 番 1 号
		特別養護老人ホーム和楽荘	安佐南区伴西五丁目 1432 番地 1
		特別養護老人ホーム友愛園	安佐南区伴東二丁目 30 番 11 号
		太田川学園	安佐南区伴東三丁目 16 番 1 号
		特別養護老人ホーム新都西風苑	安佐南区大塚東三丁目 3 番 9 号
		安田女子大学 安田女子短期大学	安佐南区安東六丁目 13 番 1 号
		障害者支援施設 白木の郷	安佐北区白木町小越 10230 番地
		生活介護事業所 ラピスラズリ	安佐北区白木町三田 8924 番地 2
		広島原爆養護ホーム倉掛のぞみ園	安佐北区倉掛三丁目 50 番 1 号
		特別養護老人ホームなごみの郷	安佐北区落合南町 196 番地 1
		特別養護老人ホーム谷和の里	安佐北区可部町綾ヶ谷 2175 番地
		特別養護老人ホームくちた園	安佐北区口田南一丁目 9 番 8 号
		特別養護老人ホーム山まゆ	安佐北区大林町 162 番地 2
		広島県立広島北特別支援学校	安佐北区三入東一丁目 25 番 1 号
		養護老人ホーム緑ヶ丘静養園	安佐北区可部六丁目 9 番 14 号
		ケアハウスかんべ村	安佐北区可部七丁目 13 番 15-1-7 号
		特別養護老人ホーム可部南静養園	安佐北区可部南二丁目 19 番 33 号
		特別養護老人ホームナーシングホームゆうゆう	安佐北区安佐町後山 12415 番地 5
介護老人保健施設菜の花	安佐北区可部五丁目 4 番 19-10		
特別養護老人ホームみくに	安佐北区安佐町大字久地字日ノ浦 3240 番地 65		
特別養護老人ホーム三篠園	安佐北区白木町井原 1244 番地		

避難元	避難先	避難所開設予定施設	住所
伊波野 出西 高浜 遙堪 四絡 川跡 大津	広島市	老人保健施設さんさん高陽	安佐北区亀崎四丁目7番1号
		特別養護老人ホーム亀山の里	安佐北区亀山九丁目10番25号
		広島文教大学	安佐北区可部東一丁目2番1号
		広島県立広島特別支援学校	安佐北区倉掛二丁目47番1号
		瀬野川学園・安芸柏の実苑・瀬野柏の実苑	安芸区上瀬野南一丁目338番地3
		特別養護老人ホームあきなかの	安芸区中野三丁目9番5号
		広島原爆養護ホーム矢野おりづる園	安芸区矢野東二丁目4番25号
		障害者サービス森の工房やの	安芸区矢野東二丁目4番26号
		特別養護老人ホームくにくさ苑	安芸区阿戸町418番地1
		介護老人保健施設あき	安芸区瀬野三丁目12番35号
		介護老人保健施設せのがわ	安芸区中野六丁目8番2号
		特別養護老人ホーム瀬野川ホーム	安芸区中野東二丁目34番1号
		特別養護老人ホーム湯来保養園	佐伯区湯来町大字白砂82番4号
		見真学園	佐伯区五日市町石内1920番地
		自然の村	佐伯区五日市町石内1920番地
		特別養護老人ホーム石内慈光園	佐伯区五日市町石内6405番地1
		特別養護老人ホーム五日市あかり園	佐伯区五日市町大字下河内591番地1
		特別養護老人ホーム鈴が峰	佐伯区五日市町皆賀104番地27
		養護老人ホーム喜生園	佐伯区三宅二丁目1番2号
		介護老人保健施設湯来まつむら	佐伯区湯来町白砂590
障害者支援施設愛命園	佐伯区湯来町大字和田1113番2		
特別養護老人ホームやすらぎの里	佐伯区五月が丘四丁目15番6号		
特別養護老人ホーム陽光の家	佐伯区三宅六丁目105番地		
鵜鷺	江田島市	能美福祉センター	能美町鹿川2060
		その他、開設可能な広域福祉避難所を開設	
稗原	坂町	坂町保健センター	坂西一丁目18番14号
		町民センター	平成ヶ浜一丁目1番1号
朝山	大竹市	アゼリアおおたけ(大竹会館)	本町1-9-3
		サントピア大竹(大竹市総合福祉センター)	西栄二丁目4-1
		大竹市総合市民会館	立戸1-6-1
今市	廿日市市	廿日市市総合健康福祉センター	新宮一丁目13番1号
鳶巣	府中町	福寿館	浜田本町5-25
		くすのきプラザ小アリーナ	本町一丁目10-15
直江	北広島町	大朝保健センター	大朝2513-1
		豊平保健福祉センター	阿坂4705
		大朝福祉センター(町社協事務所)	大朝2513-1
		千代田中央公民館	有田1220-1

## 資料9 避難退域時検査場所候補地一覧

	検査場所候補地	所在地
1	浜山公園	出雲市大社町北荒木
2	東部高等技術校	出雲市長浜町
3	道の駅キララ多伎周辺	出雲市多伎町多岐
4	湖陵総合公園	出雲市湖陵町三部
5	出雲市佐田行政センター	出雲市佐田町反辺
6	道の駅掛合の里	雲南市掛合町掛合
7	道の駅たたらば壺番地	雲南市吉田町民谷
8	吉田総合センター周辺	雲南市吉田町吉田
9	さくらおろち湖周辺	雲南市木次町北原
10	旧久野小学校	雲南市大東町上久野
11	比田いきいき交流館周辺	安来市広瀬町西比田
12	安来市伯太庁舎周辺	安来市伯太町東母里
13	大山PA	鳥取県西伯郡伯耆町
14	中海ふれあい公園	安来市穂日島町

＜避難退域時検査候補地位置図＞

